

第286.3条：性労働者にさせる目的で他人を勧誘し、住居や仕事場の提供、そしてその性労働者の行動を支配したり隠匿することは犯罪です。

第286.4条：自己の仕事でない限り、性的サービスの宣伝をする事は違法です。つまり他の人の代わりに宣伝するのは犯罪という事です。

第286.5条：自己の仕事であれば、性的サービスの宣伝、そして報酬や物品を受け取る事は違法とならず、以上の立法から性労働者は免除されている事になります。

ここで記されている例以外に、自分、もしくは周りの人が逮捕や起訴され得る状況は多々あります。

もっと特定の状況について質問がある場合は、弁護士に聞く事を勧めます。



電話番号：236-877-1617

メールアドレス：

admin@swanvancouver.ca

ウェブサイト：swanvancouver.ca

本プロジェクトは Law Foundation
からの資金提供を受けています



性労働法

Protection of
Communities &
Exploited Persons Act
(PCEPA)

コミュニティ・非搾取
者保護法



カナダの刑法 (Criminal Code) の下には五つ性労働に関連する法が定義されています。

全ての点において重要なポイントは、性行為を売る事自体は違法ではありません。

第286.1条： 性的サービスを購入する事、もしくはそれが目的で話したり面会を要求する事は、特に相手が未成年（18歳未満）である場合、犯罪です。 .



第286.2条： 自分が性労働によって得た物品や報酬を他人にあげる事、または相手がその認識がある事は犯罪です。これは他人が自分の性労働によって利益を得ているとみなされるからです。これは自分と同居している人や定期的に関りのある大人も含まれます。ただし以下の場合を除きます：

- 自分と相手が合法的な生活関係にある場合（例：ルームメイトであり、搾取的関係がない場合）
- 自分が相手を支援する法的または道徳的義務を負っている場合（例：自分の保護下にある子供、またはあなたが世話をしなければいけない家族）
- 公共の場で販売されているものを購入する場合（例：お店やレストランでの購入、タクシーやUberの支払い等）
- 個人売買の場合：自分が支払う金額が妥当で、相手が自分に性的サービスを提供するよう促したりアドバイスを言ってきたりしていない場合



これらの例外は、相手が脅迫的、暴力的、薬物やアルコールの提供、または性風俗産業の開業と維持、そして性労働者の勧誘、隠匿、もしくは支配をしている場合該当しません。

以上述べられた点に該当する場合、相手との関係性に関係なく、相手は刑法下で罰せられる事になります。